

木更津市マスコットキャラクター「きさポン」着ぐるみ貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、木更津市マスコットキャラクター「きさポン」が木更津市をPRするキャラクターとして活動するにあたり、木更津市が所有する「きさポン」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 木更津市（行政委員会を含む。以下「市」という。）が開催する行事
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で開催する行事
- (3) 木更津市地域自立支援協議会が開催する行事
- (4) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事
- (5) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (6) 上記以外で、木更津市の魅力の発信に資する行事や他行政機関との連携協力の下に開催する行事等、市長が公益的観点から適当と認められる行事

(使用の申込み)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ借受申込書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、借受けを希望する行事の概要が分かる資料を添えて市長に提出し、その承諾

を得なければならない。ただし、前条第1号から第3号に規定される行事に使用されるときは除く。

(使用の承諾)

第4条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

- (1) 市の品位を傷つける、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- (5) 「きさポン」のイメージを損なうおそれのあるとき
- (6) その他、市長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき

2 市長は、着ぐるみの使用を承諾する場合、着ぐるみ使用承諾通知書（別記第2号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

3 市長は、承諾に際し、条件を付することができる。

4 市長は、着ぐるみの使用を承諾しない場合、着ぐるみ使用不承諾通知書（別記第3号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

(貸出方法)

第5条 着ぐるみを借受ける者（以下「借受者」という。）は、企画部シティプロモーション課から直接着ぐるみを借受け、直接返却することを原則とする。

2 やむを得ず前項の行為を他者に依頼する場合、その経費は借受者の負担と

する。

3 着用者は、借受者で対応するものとする。

4 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出料)

第7条 貸出しは、無料とする。

(遵守事項)

第8条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承諾された用途のみに使用すること

(2) 貸出期間を遵守すること

(3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること

(4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと

(5) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと

(6) 第4条第4項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること

(承諾の取消し)

第9条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、市長は着ぐるみ使用承諾取消通知書（別記様式第4号）を借受者に通知することによりその承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

(返却)

第10条 返却の際は着ぐるみ返却チェックリスト（別記様式第5号）を提出しなければならない。

(原状回復)

第 1 1 条 借受期間中に、着ぐるみを汚損減失（盗難を含む。）した場合、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニング復元を行うなど、原状に復さなければならない。

(事故等)

第 1 2 条 着ぐるみの使用により生じた借受者の事故及び第三者への損害等に対し、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第 1 3 条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 4 年 8 月 1 3 日から施行する。

(適用)

2 この要領に基づく着ぐるみの貸出しは、借受けを希望する行事が平成 2 4 年 8 月 1 3 日以降に実施されるものについて適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 6 月 2 7 日から施行する。

(適用)

2 この要領に基づく着ぐるみの貸出しは、令和 7 年 6 月 2 7 日以降に申請されるものについて適用する。